

最終更新日: 2015年7月10日

株式会社フェイス

代表取締役社長 平澤 創

問合せ先: 03-5464-7633

証券コード: 4295

<http://www.faith.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーとの信頼を維持し、期待に応えるにはコーポレート・ガバナンスの充実が最重要課題の1つと考えており、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、コンプライアンスの徹底を図り、説明責任を明確にすることにより企業価値の最大化を図ることができると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平澤 創	4,749,160	39.70
株式会社レノ	985,650	8.24
RBC IST-OMNIBUS 15.315 NON LENDING-CLIENT ACCOUNT	472,260	3.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	353,800	2.95
MSCO CUSTOMER SECURITIES	228,699	1.91
吉本興業株式会社	206,870	1.72
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	171,840	1.43
CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	144,500	1.20
田中 治雄	139,500	1.16
三菱UFJ信託銀行株式会社	135,000	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋口 泰行	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 泰行		日本マイクロソフト株式会社 代表執行役会長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制システムの構築をはじめ、業務の適正性を監査する代表取締役社長直轄の内部監査室(2名)を置き、各部門およびグループ会社の内部監査を実施しておりますが、客観的かつ公正な観点から、独立的な外部機関を通じた監査も必要に応じて実施し、内部監査機能を充実させ、強化しております。また、内部監査室、監査役会および会計監査人は、定期的かつ緊密に情報交換を行うといった連携を相互に図り、会計監査においても監査の実効性を確保しております。さらに定期的に行われる会計監査人からの監査役会への監査報告会には、内部統制部門や経理部門も参加し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 章	公認会計士													
菅谷 貴子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 章	○	公認会計士 グッディポイント株式会社 社外監査役 日本商業開発株式会社 社外監査役 独立役員	会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映するため。 また、東京証券取引所が定める独立性の判断基準に適合しており、独立役員に期待される役割を十分に果たすことができると判断したため。
菅谷 貴子		弁護士 株式会社キーウオーカー 社外監査役 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 理事 一般財団法人楠田育英会 常務理事 桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授 日本コロムビア株式会社 社外監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 清泉女子大学 評議員	弁護士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では取締役へのインセンティブ付与は特段行っておりません。報酬総額は、業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2015年3月期の取締役および監査役の報酬等の総額
取締役(社外取締役を除く) 114百万円(支給人員4名)
監査役(社外監査役を除く) 8百万円(支給人員1名)
社外役員 9百万円(支給人員3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定され、各取締役の報酬額は代表取締役が職責に十分見合う報酬体系となるよう設計し、取締役会に諮ることにより決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の専従スタッフはおりませんが、主に総務部が必要に応じて適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社取締役会は、ガバナンス機能強化のため、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されております。また当社は、変化の激しい経営環境の中で迅速に対応し、適正な意思決定と効率的な業務執行を可能とするため執行役員制度を導入しており、これにより、取締役は「戦略決定」と「経営の監督」に、執行役員は「業務の執行」に専念できる体制を整えております。

当社取締役会は原則として毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催しておりますが、取締役会の効率的な運営ができるよう経営会議等を設置しております。経営会議等の重要な会議には常勤取締役と執行役員等が出席し、経営戦略に関する意見交換や業務執行に関する調整を行うことで取締役の判断が業務執行の立場から乖離することを防ぐとともに、取締役会に付議すべき事項およびその他の重要事項について事前に審議・検討し、必要な答申を行っております。

当社監査役会は3名で構成されており、その内2名が社外監査役であります。監査役は毎月開催される取締役会および臨時取締役会に出席するのみならず社内の重要な会議に出席するほか、代表取締役社長と定期的な意見交換や内部監査担当部署との積極的な情報交換を行うなど、取締役の職務の執行について監査しております。さらに、取締役会の前に開催される監査役会において、各監査役からの監査業務の結果報告およびコンプライアンス上の問題について検討を行い、必要に応じて取締役会に勧告を行っております。

また、社外の有識者で構成するアドバイザリー・ボード(経営諮問委員会)を適宜開催し、当社グループの経営状況、財務状況、情報開示状況および経営戦略等について専門的、客観的な立場から有益な意見や助言を得ております。

さらに、代表取締役社長の直轄機関として社内において内部監査室、コンプライアンス委員会および内部統制委員会を設置し、コンプライアンス体制の一層の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社といたしましては、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、コンプライアンスの徹底を図り、説明責任を明確にすることにより企業価値の最大化を図ることができると考えております。

また、当社は、経営判断に多様な視点、客観的な視点を導入するため、また透明性の高い公正な経営監視体制を確立するため、社外取締役および社外監査役を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	パソコン及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算説明会資料・プレスリリースを項目別に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画室にIR担当者をおいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムおよびリスク管理体制の整備状況は、次のとおりであります。

1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社の代表取締役は、当社グループの企業理念、倫理方針およびコンプライアンス行動基準を策定し、当社グループ内に推進・定着させるとともに、自らかかる企業理念等に則した経営に率先して取り組んでまいります。
- b. 上記企業理念等に沿った当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の構築と徹底を図るため、内部統制委員会を設置しております。
- c. 当社に内部監査室を置き、当社グループ全体について、各子会社の規模、業態に応じて業務の適正性を監査しております。また、公正性・客観性を確保するために外部機関を通じた監査も実施しております。
- d. 当社グループ外有識者により構成される「アドバイザリー・ボード（経営諮問委員会）」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の向上と事業戦略決定プロセスの強化を図っております。
- e. 当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化と徹底を図るため、当社の代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- f. 当社グループ内における法令違反その他のコンプライアンス違反を匿名でも実名でも申告、相談できる「内部通報制度」を構築し、当社内および当社グループ外に窓口を設置しております。
- g. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することをコンプライアンス行動基準に定め、不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 総務部担当役員は、法令および文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに適切に保存し、かつ管理することとしております。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類等
 - ・その他経営上重要な文書
- b. 総務部担当役員は、上記a. に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理することとしております。
- c. 総務部担当役員は、取締役および使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導することとしております。

3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社グループ全体の事業活動に潜在する様々なリスクの管理について定めるリスク管理規程を策定し、各子会社の規模、業態に応じて当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を構築することとしております。
- b. 大規模な事故、災害等が発生した場合や緊急時には、事業の継続を確保するための体制を整備することとしております。
- c. 経営に重大な影響をもたらす事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じることとしております。

4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社グループは、取締役会を原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項について決定しております。
- b. 当社は、事業の多様化に伴い、職務分掌や決裁権限を明確にするため稟議規程、職務権限規程および指揮命令系統を整備し、子会社においてもこれに準拠した体制を構築することとしております。
- c. 当社は、社外取締役を置き、職務執行の公正性・客観性を確保することとしております。
- d. 当社は、取締役が迅速に意思決定し、経営の監督に注力できるよう執行役員制度を活用することとしております。
- e. 当社は、原則、毎月開催される経営会議（構成員：取締役、執行役員等）において、経営上、重要な事項を協議、検討することとしております。

5) 次に掲げる体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、当社グループ各社に対して経営内容に関する当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社グループ各社の状況に応じて必要な運営管理および支援業務を行うこととしております。
- b. 重要な子会社に対しては、当社の役員および使用人を当該子会社の取締役および監査役として派遣し、当該子会社を管理、監督することとしております。
- c. 当社グループの企業理念および倫理方針を共有し、これを推進、定着させるとともに、当社の「内部通報制度」を当社グループにおいても導入し、当社グループのコンプライアンス体制を確保することとしております。

d. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容を定期的に報告させ、重要案件については事前に協議を行うこととしております。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役の職務を補助する使用人を配置することとしております。

b. 上記使用人は、当該補助義務に限っては監査役の指揮命令に服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないこととしております。

c. 取締役からの独立性を確保するため、上記使用人の人事考課は監査役が行い、その任命、異動等については監査役の同意を得ることとしております。

d. 上記使用人は、監査役の職務を補助する業務の遂行にあたり、必要な情報のすべてを収集できるものとしております。

7) 当社グループの取締役・監査役等および使用人(以下、あわせて「当社グループ役職員」といいます)が当社の監査役に報告をするための体制

a. コンプライアンスおよびリスクに関する事項等、当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した当社グループ役職員、またはこれらの者から報告を受けた当社グループ役職員は、当社の監査役に対してただちに報告することとしております。

b. 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとしております。

c. 内部統制委員会、内部監査室およびコンプライアンス委員会は、その職務の内容に応じ、当社の監査役に対して随時報告を行うこととしております。

d. コンプライアンス委員会は、当社の監査役から、当社グループ役職員からの内部通報の状況について報告を求められた場合には、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで当社の監査役に対して報告を行うこととしております。

8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底しております。

9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社所定の手続により当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議に出席(第6項に定める使用人による代理出席を含む)することができるほか、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができます。

b. 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法および結果について報告を受け、意見を交換することとしております。

c. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図ることとしております。

d. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との間で情報交換を行い、助言を受けることとしております。

e. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施することとしております。

11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法および関係諸法令に基づき、財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告が有効かつ適切に行われるような内部統制システムを構築・整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの要求には断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを基本としております。また必要な場合には警察その他の関係行政機関および弁護士などの外部専門家と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築してまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

